

**重要**

岐医発第860号  
令和5年5月12日

地域医師会長 各位

岐阜県医師会  
会長 伊在井 みどり  
(公印省略)

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への  
医療提供事業交付金事業について

みだしの事について、県健康福祉部感染症対策推進課長から通知がありましたのでお知らせします。

本件は、本年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行を受け、  
標記交付金が終了することとなり、交付金対象期間等が以下の通り、示された旨の通知です。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご高配を賜りますようお願いします。

記

○交付金請求について

- ・交付金の対象期間：令和5年5月7日（日）実施分まで
- ・申請書の提出期限：令和5年6月15日（木）まで

・関連様式のデータ版は以下のサイトに掲載されております。

岐阜県ホームページ→感染症対策推進課

→新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/172823.html>

○この内容に関するお問い合わせ先

感染症対策推進課（自宅療養者支援チーム）

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

電話番号：058-272-1111（内線9381）FAX：058-272-8510

担当者	岐阜県医師会 事務局 伊藤
連絡先	TEL (058-274-1111) FAX (058-271-1651)

感推第126号  
令和5年4月28日

岐阜県医師会長様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への  
医療提供事業交付金事業について

このことについて、下記のとおりとすることとしましたので、会員医療機関等への通知をお願いいたします。

記

1. 交付金対象期間について

令和5年5月7日（日）実施分までとします。

2. 申請書類の提出期限について

令和5年5月実施分につきましては、原則、令和5年6月15日（木）までにご提出ください。なお、申請書類の最終提出期限につきましては、後日通知いたします。

3. その他事項について

別紙のとおり「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金に係るQ&A」を改訂いたしましたので、申請書提出時に再度ご確認ください。

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課  
医療・検査体制対策室 医療機関支援第二係  
係長：池田 担当：橋本  
TEL：058-272-1111（内線）9381  
メール：[c11237@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11237@pref.gifu.lg.jp)



# 岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への 医療提供事業交付金に係る Q&A

令和5年4月28日改訂

## 目次

### I. 事業全般

1. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金」は何を目的に実施されているのですか。
2. この事業において、医療提供を受ける対象者は誰ですか。
3. この事業の対象となる医療行為とは何ですか。
4. 岐阜県外の医療機関が県内で療養している患者に対し医療提供を行った場合は、対象となりますか。
5. 岐阜県内の医療機関が県外で療養している患者に対し医療提供を行った場合は、対象となりますか。

### II. 医療行為関係

1. 交付金の対象となる医療行為は何ですか。
2. 陽性が確定している自宅療養者等から、岐阜県や保健所を介さずに、患者等から直接診療の依頼がありました。この場合は対象となりますか。
3. 「電話等診療」で交付金の対象となるのは何ですか。
4. 訪問看護ステーションによる電話等診療は、対象となりますか。
5. 「往診」で交付金の対象となるのは何ですか。
6. 「訪問看護」で交付金の対象となるのは何ですか。
7. 新型コロナウイルス感染症に関して行った診療全てが対象となりますか。
8. 陽性が確定している自宅療養者等に対し、患者の持病に対する診療等、新型コロナウイルス感染症に関する診療以外の診療を行いました。この場合は対象となりますか。
9. 交付金の対象となる期間はいつですか。(令和5年4月28日更新あり)
10. 新型コロナウイルスの検査や結果の通知も交付金の対象となる医療行為に含まれるのでですか。
11. 電話で診療を行った後、医療機関にて検査を行い、その場で陽性が確定しました。この場合の電話診療は対象となりますか。
12. 陽性が確定している自宅療養者等に自家用車で来院してもらい、駐車場で診療を

- 行いました。電話等再診料は算定していません。この場合は対象となりますか。
13. 往診先で検査を行い、その場で陽性が判明した場合は、対象となりますか。
  14. 発生届の対象外である自宅療養者等に対し診察を行った場合は、対象となりますか。
  15. 岐阜県陽性者健康フォローアップセンターに未登録と思われる自宅療養者等は、どのように対応すればよいですか。(令和5年4月28日更新あり)

### III. 交付申請関係

1. 申請の手順を教えてください。(令和5年4月28日更新あり)
2. 申請に必要な書類を教えてください。
3. 申請書類の提出方法についての指定はありますか。
4. 提出期限を過ぎた場合は、申請できますか。(令和5年4月28日更新あり)
5. 診療所見報告書は診療の翌日までに必ず提出する必要がありますか。  
(令和5年4月28日更新あり)
6. 同一の自宅療養者等を療養期間中に複数回診察しました。診療所見報告書は1枚にまとめて記載してもよいですか。
7. 外来診療分に関しても診療所見報告書の提出が必要ですか。
8. 申請書類等の電子データは入手できますか。
9. 高齢者施設等の配置医等による診療は、対象となりますか。
10. 同一の自宅療養者等に対し、1日に複数回電話等診療を行いました。この場合はそれぞれの診療が対象となりますか。
11. 施設で、複数人を診察した場合は、人数分の往診として申請できますか。
12. 交付金の支払い時期はいつになるのですか。
13. 既に申請を行いましたが、数件分の申請漏れが判明しました。どのようにすればよいですか。
14. 「別紙 感染症自宅療養者等診療報告書」は自宅療養者等1名につき1行の記載でよいですか。
15. 「別紙 自宅療養者等診療報告書」の「診療場所」は「自宅」と「施設」のどちらを選択すればよいですか。

### IV. その他

1. 交付金は所得税等の対象となりますか。

## I. 事業全般

No	質問	回答
1	「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金」は何を目的に実施されているのですか。	「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金」は新型コロナウイルスへの感染により自宅療養等となった患者が、急に体調が悪化した場合に、適切な医療を受けられる体制を整備することを目的としています。
2	この事業において、医療提供を受ける対象者は誰ですか。	新型コロナウイルスに感染した患者のうち、岐阜県内に所在する自宅及び県が運営する宿泊療養施設において療養する者または県内に所在する高齢者施設又は障がい者（児）施設において療養する者が対象です。ただし、厚生労働省の定める宿泊療養等の解除基準を満たしていない者に限ります。 なお、「岐阜県内に所在する自宅」には、療養先として使用する岐阜県内の親族の家等も含まれます。
3	この事業の対象となる医療行為とは何ですか。	自宅療養者等への「電話等診療」、「往診」及び「訪問看護」が対象となります。 (下段「II. 医療行為関係」 参照)
4	岐阜県外の医療機関が県内で療養している患者に対し医療提供を行った場合は、対象となりますか。	対象となります。 なお、療養場所については、住民票等の住所地ではなく、実際に療養されている場所で判断します。
5	岐阜県内の医療機関が県外で療養している患者に対し医療提供を行った場合は、対象となりますか。	対象となりません。実際に療養されている場所の都道府県にご相談ください。

## II. 医療行為関係

No	質問	回答
1	交付金の対象となる医療行為は何ですか。	<p>岐阜県（医療機関支援第二係、岐阜県陽性者健康フォローアップセンター、宿泊療養施設）及び保健所からの依頼や、患者等からの求めにより、岐阜県内で療養する自宅療養者等に対して実施する「電話等診療」、「往診」及び「訪問看護」が対象となります。</p> <p>※「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金交付要綱」において、対象となる自宅療養者等への医療提供は「医療機関による電話、情報通信機器等を用いた診療（以下「電話等診療」という。）、及び往診」または「訪問看護ステーションが行う訪問看護」のいずれかに該当するものと規定されています。</p>
2	陽性が確定している自宅療養者等から、岐阜県や保健所を介さずに、患者等から直接診療の依頼がありました。この場合は対象となりますか。	診療に至る経緯は問いませんので、対象となります。
3	「電話等診療」で交付金の対象となるのは何ですか。	<p>医療機関による電話、情報通信機器等を用いた診療が対象となります。外来診療は含まれません。</p> <p>ただし、陽性が確定している患者に対して外来診療の前に電話等診療を行った場合で、診療報酬上で電話等再診料を算定している場合は対象となります。</p>
4	訪問看護ステーションによる電話等診療は、対象となりますか。	対象となりません。
5	「往診」で交付金の対象となるのは何ですか。	医師が自宅療養者等の療養場所へ訪問し、行った診療が対象となります。
6	「訪問看護」で交付金の対象となるのは何ですか。	医療機関から交付された訪問看護指示書に基づいて訪問看護ステーションが行う訪問看護が対象となります。

No	質問	回答
7	新型コロナウイルス感染症に関して行った診療全てが対象となりますか。	本事業は自宅療養者等への医療提供を目的としているため、新型コロナウイルスの陽性が確定し、自宅等で療養中の患者に行った診療が対象となります。したがって、後遺症等の療養期間終了後の診療は対象となりません。また、濃厚接触者に対する診療についても、対象となりません。
8	陽性が確定している自宅療養者等に対し、患者の持病に対する診療等、新型コロナウイルス感染症に関する診療以外の診療を行いました。この場合は対象となりますか。	交付金の対象となります。 ただし、公費負担の対象とはならず、通常の保険診療の扱いとなりますので、ご注意ください。
9	交付金の対象となる期間はいつですか。	新型コロナウイルスの陽性が確定して以降、新型コロナの療養期間内に行われた医療行為が対象となります。 <u>(令和5年4月28日更新)</u> <u>新型コロナの療養期間内かつ令和5年5月7日までに行われた医療行為が対象となります。</u>
10	新型コロナウイルスの検査や結果の通知も交付金の対象となる医療行為に含まれるのですか。	新型コロナウイルスの検査及びその結果の通知のみでは対象となります。
11	電話で診療を行った後、医療機関にて検査を行い、その場で陽性が確定しました。この場合の電話診療は対象となりますか。	陽性が確定する前の診療であることから、対象外となります。
12	陽性が確定している自宅療養者等に自家用車で来院してもらい、駐車場で医師と対面する形で診療を行いました。電話等再診料は算定していません。この場合は対象となりますか。	この場合は外来診療になるため、交付金の対象外となります。
13	往診先で検査を行い、その場で陽性が判明した場合は、対象となりますか。	確定診断後、新型コロナウイルスに係る必要な診療を行った場合には対象となります。

No	質問	回答
14	発生届の対象外である自宅療養者等に 対し診察を行った場合は、対象となり ますか。	対象となります。 ただし、当該自宅療養者等が岐阜県陽性 者健康フォローアップセンターに登録さ れている必要があります。登録されてい ない場合、陽性者である確認が取れず、 交付金の対象外とする場合があります。 診療を行う際は、岐阜県陽性者健康フォ ローアップセンターから自宅療養者等に 通知される 13 桁の登録番号を確認する 等、患者が岐阜県陽性者健康フォローア ップセンターに登録されているか、ご確 認をお願いいたします。 なお、自院で陽性の確定診断を行い、陽 性であることが確認できている場合に は、改めての確認は不要です。

No	質問	回答
15	岐阜県陽性者健康フォローアップセンターに未登録と思われる自宅療養者等は、どのように対応すればよいですか。	<p>患者自身で検査を行った場合につきましては、医療機関で確定診断を行い、その後、必要な医療行為を行った場合に対象となります。(その後、医療機関からHER-SYSにて「発生届出対象外」として患者情報を入力してください(患者が陽性者健康フォローアップセンターに登録されます)。)</p> <p>また、65歳未満で低リスクの方(発生届の届出対象外の方)については、患者本人から岐阜県陽性者健康フォローアップセンターへ登録を行った場合も対象となります。その場合は、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターから患者本人へ陽性の確定通知が届いた後に行われた診療が交付金の対象となります。</p> <p>岐阜県外の医療機関で陽性判定を受けた場合につきましては、患者本人から岐阜県陽性者健康フォローアップセンターへ登録を行うように案内してください。</p> <p><u>(令和5年4月28日更新)</u></p> <p><u>令和5年5月8日以降に岐阜県陽性者健康フォローアップセンターに未登録であることが判明した場合は、岐阜県庁感染症対策推進課医療機関支援第二係までご相談ください。</u></p>

### III. 交付申請関係

No	質問	回答
1	申請の手順を教えてください。	<p>交付金の申請手続きは次のとおりです。</p> <p>① 自宅療養者等を診察する。 ↓ ② 「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診療所見報告書」を岐阜県庁感染症対策推進課医療機関支援第二係に診療の翌日までにFAXにて提出する。 ↓ ③ 月の診療を取りまとめた申請書類を作成し、翌月の15日までに郵送にて申請する。</p> <p><u>(令和5年4月28日更新)</u></p> <p><u>申請書類の最終提出期限は、ホームページに後日追記いたします。</u></p>
2	申請に必要な書類を教えてください。	<p>「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診療所見報告書」をFAXにてご提出の上、以下の3点の書類を郵送にてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号様式 医療提供事業交付金申請書</li> <li>・別紙「自宅療養者等診察報告書」</li> <li>・第3号様式 医療提供事業交付金請求書</li> </ul> <p>なお、「第3号様式 医療提供事業交付金請求書」につきましては、2回目以降の申請の場合、口座情報欄の記入は不要です。ただし、口座情報に変更がある場合は変更後の口座情報をご記入ください。</p>
3	申請書類の提出方法についての指定はありますか。	原則として郵送でご提出ください。直接訪問しての提出も差し支えありません。 ただし、FAXでの提出は受け付けておりませんのでご了承ください。

No	質問	回答
4	提出期限を過ぎた場合は、申請できますか。	<p>提出期限を過ぎた交付申請も受け付けておりますが、可能な限り期限内にご提出ください。</p> <p><u>(令和5年4月28日更新)</u></p> <p><u>申請書類の最終提出期限は、後日ホームページに追記いたします。</u></p>
5	診療所見報告書は診療の翌日までに必ず提出する必要がありますか。	<p>原則として診療の翌日までにFAXにてご提出ください。ただし、提出期限後も受け付けておりますので、本交付金の申請分につきましては必ず診療所見報告書をご提出ください。</p> <p>なお、申請書類の提出時に診療所見報告書の提出漏れが判明した場合は、申請書とともに診療所見報告書を郵送いただいても差し支えありません。</p> <p>また、FAXで診療の翌日までにご提出いただくのは「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診療所見報告書」のみです。（「別紙 自宅療養者等診療報告書」等の申請書類各種は、診療所見報告書とともにご提出いただく必要はありません。）</p> <p><u>(令和5年4月28日更新)</u></p> <p><u>令和5年5月8日以降の診療につきましては、本交付金の対象外となりますので、所見報告書の提出は不要です。</u></p>
6	同一の自宅療養者等を療養期間中に複数回診察しました。診療所見報告書は1枚にまとめて記載してもよいですか。	1枚にまとめて記載するのではなく、診療日1日につき1枚ご提出ください。

No	質問	回答
7	外来診療分に関しても診療所見報告書の提出が必要ですか。	外来診療は本交付金の対象外となりますので、診療所見報告書の提出も不要です。 ただし、岐阜県から外来診療を依頼した場合には、診療結果のご報告をお願いしております。この場合、交付金の手続きとは別に、診療所見報告書によるご報告をお願いする事がありますので、ご協力ををお願いいたします。
8	申請書類等の電子データは入手できますか。	岐阜県のWEBページから入手できます。「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業」のWEBページをご確認ください。
9	高齢者施設等の配置医等による診療は、対象となりますか。	配置医による診療等、診療報酬の請求対象とならない診療については本交付金の対象にはなりません。
10	同一の自宅療養者等に対し、1日に複数回電話等診療を行いました。この場合はそれぞれの診療が対象となりますか。	本交付金は患者毎に1日につき1回に限り算定可能です。したがって、複数回電話等診療を行った場合、その内1回分のみ対象となります。 ただし、異なる診療種別で診療を行った場合は、それぞれの診療が対象となります。(例:電話等診療と往診を同一日に行った場合)
11	施設で、複数人を診察した場合は、人數分の往診として申請できますか。	複数人を診察した場合は、人数分の診察が対象となります。
12	交付金の支払い時期はいつになるのですか。	概ね申請期限の翌月の末日を予定しております。(ただし、申請件数の増加等により、遅れる場合がありますのでご了承ください。)
13	既に申請を行いましたが、数件分の申請漏れが判明しました。どのようにすればよいですか。	岐阜県庁感染症対策推進課医療機関支援第二係までご相談ください。

No	質問	回答
14	「別紙 自宅療養者等診療報告書」は自宅療養者等1名につき1行の記載でよいですか。	診療1回につき1行の記載をお願いいたします。したがって、同一の自宅療養者等に対し複数回の診療を行った場合は、診療を行った回数分の行を記載してください。（例：同一の自宅療養者等を3回診療した場合は3行分記載）
15	「別紙 自宅療養者等診療報告書」の「診療場所」は「自宅」と「施設」のどちらを選択すればよいですか。	自宅療養者等が、宿泊療養施設や高齢者施設または障がい者（児）施設において療養する場合は「施設」を選択し、施設名及び施設所在市町村を記載してください。それ以外の場合は「自宅」を選択してください。

#### IV. その他

No	質問	回答
1	交付金は所得税等の対象となりますか。	管轄の税務署に確認してください。